

都市計画の策定の経緯の概要

(西東京都市計画生産緑地地区)

これまでの経緯

(1) 都市計画法第 19 条第 3 項の規定に基づく東京都協議結果

「令和 6 年 9 月 10 日付 6 西ま都第 377 号で協議のあった西東京都市計画生産緑地地区の変更に係る都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 3 項の協議については、都として意見はありません」

(令和 6 年 9 月 12 日付 6 都市政緑第 452 号)

(2) 生産緑地法施行規則第 1 条の規定に基づく農業委員会への意見聴取結果

「令和 6 年 9 月 20 日（金）開催の定例総会において、本案件について協議した結果、変更に係る事由から鑑み、当該地区の変更は適当である。」

(令和 6 年 9 月 24 日付 6 西農第 315 号)

(3) 都市計画法第 17 条第 1 項の規定に基づく縦覧結果

縦覧期間：令和 6 年 10 月 4 日（金）から令和 6 年 10 月 18 日（金）まで

縦覧者数：0 名

案に対する意見書の提出：なし